

国土交通省低公害車普及促進対策費補助金の補正予算成立に伴う 申請受付け期間の延長等について

平成22年度の補正予算の成立に伴い、国土交通省の「低公害車普及対策費補助金」について、12月9日より申請受付けが開始されましたのでご案内いたします。

補正予算成立に伴う低公害車普及促進対策費補助金の変更点等

1. 原則

- ・補助額など制度の内容については基本的には当初予算による補助と変更ありません。
- ・対象車両は平成22年度内（平成23年3月31日まで）に登録される自動車です。

2. 当初予算による募集との違い

- ・予算の枠取りの必要はありません（枠取りの内定をもらってなくても申請できます。登録順に申請して頂き、申請順に補助金が交付されます。
- ・協調補助は不要です。
- ・平成22年12月10日以前に登録された自動車は、平成23年1月11日までに申請してください。また、同年3月4日以降に登録した自動車は、同年4月4日までに申請してください。

3. 申請書

- ・申請書は第2号様式です。ただし、「関係地方公共団体等補助額」の欄の記載は不要です。
- ・「地方公共団体等の負担を証する書類」の添付も不要となります。
- ・その他、第14号様式も同時に提出して頂く必要がありますので、ご注意ください。

4. その他注意点

- ・低公害車等の導入に関する他の補助金（エコカー補助金等）を受けている場合は、本補助金の対象とはなりませんので、注意してください。また、本補助金制度の中での重複（当初予算で本補助金を受けている車両は今回の追加募集に申請できない等）も認められません。

※詳細は下記の国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000017.html

以上